

労働力需給制度部会（第 391 回）	資料 1
令和 8 年 2 月 24 日	

医療法等の一部を改正する法律の施行に伴う労働者派遣法施行令の一部改正について

1. 背景

- 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号）第 4 条第 1 項において、港湾運送業務、建設業務、警備業務及び病院等における医療関係業務（※）については、労働者派遣事業を行うことを禁止しており、禁止する病院等における医療関係業務の詳細は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令（昭和 61 年政令第 95 号）第 2 条第 1 項において定めている。

※ 病院等における医療関係業務については、当該業務を適切に遂行するにあたり、現場の医療スタッフが互いの能力や治療方針等を把握し合い、十分な意思疎通の下、一つの「チーム」を形成して業務を遂行する必要性がある（チーム医療）中で、当該業務を労働者派遣を利用して行うこととすると、派遣労働者の決定、変更は専ら派遣元事業主において行われ、派遣先が派遣労働者を特定できず、チームの構成員である現場医療スタッフによる互いの能力把握や意思疎通が十分になされなくなるおそれ強いことから、病院等における医療関係業務に労働者派遣を業として行うことを禁止している。

2. 概要

- 昨年臨時国会で成立した医療法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 87 号）により、「オンライン診療」の定義や手続、オンライン診療を受ける場所を提供する施設である「オンライン診療受診施設」が医療法に規定されることとなった（令和 8 年 4 月 1 日施行）。
- 「オンライン診療受診施設」においては、医師・歯科医師によるオンライン診療やその一環としての看護師等による診療の補助等が行われるところ、病院等において行われる医業・看護業務等と同様に、労働者派遣を認めた場合、病院等の医療機関が派遣労働者となる医療資格者を特定できないことによってチーム医療に対する支障が生じるおそれがあることから、労働者派遣法施行令を改正し、「オンライン診療受診施設」において行われるオンライン診療に係る医療関係業務についても、労働者派遣事業を行うことを禁止する。

（参考 1）現在、オンライン診療は、通知に基づき、主に居宅において実施されているところ、「居宅」において、医師・歯科医師や看護師等の医療関係職種が資格法に基づく業務を労働者派遣で行うことは認められていない。

(参考2)

労働者	業務内容	業務が行われる場所	
		居宅（参考）	オン診施設 （オンライン診療）
		派遣可否	派遣可否
医師	医業	禁止	禁止
歯科医師	歯科医業	禁止	禁止
薬剤師	調剤の業務	—	—（※2）
看護師・准看護師等 （※1）	療養上の世話、 診療の補助	禁止	禁止
保健師	保健指導	禁止	禁止
助産師	助産、保健指導	禁止	禁止
栄養士	傷病者の療養の ための栄養指導	禁止	禁止
診療放射線技師	放射線を人体に 照射する業務	禁止	禁止
歯科衛生士	歯科衛生士法第 2条第1項の業 務	禁止	禁止
歯科技工士	歯科技工の業務	—	—（※2）

※1 歯科衛生士、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、臨床工学技士、義肢装具士、救急救命士、言語聴覚士及び認定特定行為業務従事者

※2 薬剤師による調剤や歯科技工士による歯科技工については、資格法上、場所が限定されており、オンライン診療受診施設で行うことはできない。

3. 施行期日等

公布日：令和8年3月下旬（予定）

施行日：令和8年4月1日

参照条文

◎労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）（抄）

第四条 何人も、次の各号のいずれかに該当する業務について、労働者派遣事業を行つてはならない。

一・二 （略）

三 警備業法（昭和四十七年法律第百十七号）第二条第一項各号に掲げる業務その他その業務の実施の適正を確保するためには業として行う労働者派遣（次節並びに第二十三条第二項、第四項及び第五項において単に「労働者派遣」という。）により派遣労働者に従事させることが適当でないと認められる業務として政令で定める業務

2 厚生労働大臣は、前項第三号の政令の制定又は改正の立案をしようとするときは、あらかじめ、労働政策審議会の意見を聴かなければならない。

3 （略）

◎労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令（昭和61年政令第95号）（抄）

（法第四条第一項第三号の政令で定める業務）

第二条 法第四条第一項第三号の政令で定める業務は、次に掲げる業務（当該業務について紹介予定派遣をする場合、当該業務に係る労働者派遣が法第四十条の二第一項第四号又は第五号に該当する場合、第一号及び第三号に掲げる業務、第四号に掲げる業務（保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三十三号）第五条及び第六条に規定する業務並びに診療放射線技師法（昭和二十六年法律第二百二十六号）第二十四条の二に規定する業務及び臨床検査技師等に関する法律（昭和三十三年法律第七十六号）第二十条の二第一項に規定する業務に限る。）並びに第七号に掲げる業務に係る派遣労働者の就業の場所がへき地にある場合並びに第一号に掲げる業務に係る派遣労働者の就業の場所が地域における医療の確保のためには同号に掲げる業務に業として行う労働者派遣により派遣労働者を従事させる必要があると認められるものとして厚生労働省令で定める場所（へき地にあるものを除く。）である場合を除く。）とする。

一 医師法（昭和二十三年法律第二百一十一号）第十七条に規定する医業（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院若しくは同条第二項に規定する診療所（厚生労働省令で定めるものを除く。以下この条及び第四条第一項第十九号において「病院等」という。）、同法第二条第一項に規定する助産所（以下この条及び同号において「助産所」という。）、介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第二十八項に規定する介護老人保健施設（以下この条及び同号において「介護老人保健施設」という。）、同条第二十九項に規定する介護医療院（以下この条及び同号において「介護医療院」という。）又は医療を受ける者の居宅（以下この条及び同号において「居宅」という。）において行われるものに限る。）

二 歯科医師法（昭和二十三年法律第二百二号）第十七条に規定する歯科医業（病院等、

介護老人保健施設、介護医療院又は居宅において行われるものに限る。)

三 薬剤師法（昭和三十五年法律第百四十六号）第十九条に規定する調剤の業務（病院等又は介護医療院において行われるものに限る。)

四 保健師助産師看護師法第二条、第三条、第五条、第六条及び第三十一条第二項に規定する業務（他の法令の規定により、同条第一項及び第三十二条の規定にかかわらず、診療の補助として行うことができることとされている業務を含み、病院等、助産所、介護老人保健施設、介護医療院又は居宅において行われるもの（介護保険法第八条第三項に規定する訪問入浴介護及び同法第八条の二第二項に規定する介護予防訪問入浴介護に係るものを除く。）に限る。)

五 栄養士法（昭和二十二年法律第二百四十五号）第一条第二項に規定する業務（傷病者に対する療養のため必要な栄養の指導に係るものであつて、病院等、介護老人保健施設、介護医療院又は居宅において行われるものに限る。)

六 歯科衛生士法（昭和三十二年法律第二百四号）第二条第一項に規定する業務（病院等、介護老人保健施設、介護医療院又は居宅において行われるものに限る。)

七 診療放射線技師法第二条第二項に規定する業務（病院等、介護老人保健施設、介護医療院又は居宅において行われるものに限る。)

八 歯科技工士法（昭和三十年法律第百六十八号）第二条第一項に規定する業務（病院等又は介護医療院において行われるものに限る。)

2 （略）

◎医療法等の一部を改正する法律（令和7年法律第87号）による改正後の医療法（昭和23年法律第205号）（抄） ※令和8年4月1日施行

第二条の二 この法律において、「オンライン診療」とは、医師又は歯科医師の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）と患者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用し、映像及び音声の送受信により、医師又は歯科医師及び遠隔の地にある患者が相手の状態を相互に認識しながら通話することが可能な方法による診療をいう。

2 この法律において、「オンライン診療受診施設」とは、当該施設の設置者が、業として、オンライン診療を行う医師又は歯科医師の勤務する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院に対して、その行うオンライン診療を患者が受ける場所として提供する施設をいう。